

会議の名称	平成31年第4回本庄市農業委員会総会	
開催日時	平成31年4月25日(木)	午後2時から 午後3時20分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室	
出・欠席者	別紙のとおり	
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第17号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第18号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (4) 報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出について (5) 報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (6) 報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (7) 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について (8) 報告第20号 農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について (9) 報告第21号 農地改良等に係る届出について (10) 報告第22号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について 5 事務局連絡事項 6 閉会 	

議 事 録

配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成31年第4回本庄市農業委員会総会議事日程 2 平成31年第4回本庄市農業委員会総会議案 3 平成31年第4回総会事務局連絡事項
------	---

主 管 課	農業委員会事務局
-------	----------

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。ただ今から平成31年第4回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。本日は大変暑くなりました。クールビズ前ではありませんが、まず上着を一枚ぬいではじめましょう。それから、うれしいお知らせがあります。今月の11日に椿山荘で平成31年度全国情報会議がありました。本庄市のアグリジャーナルが全国2位というすばらしい成績で表彰されました。感謝感激です。広報広聴委員と事務局には厚くお礼申し上げます。</p> <p>また、秩父のワイナリーの視察にも行ってきました。ワイナリーのぶどう園に農地中間管理事業を利用し、中山間地域であります。かなりの規模の農地を有効に活用されておりました。本庄市でも、農地中間管理事業を活用し農地をよい状態のまま次の世代に渡せたらと思います。</p> <p>本日もよろしくおねがいします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。本日、倉林永次委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないと規定されております。本日の総会は、在任委員44名中43名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p>

	<p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は15番吉田委員及び16番福田委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案3件及び報告7件であります。</p> <p>まず、第17号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第17号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第17号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めますのでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページから4ページをご覧ください。申請件数は、9件となります。その内訳は、売買による所有権移転7件及び交換による所有権移転2件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田1筆及び畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、池田委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページ及び6ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ</p>

	<p>ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、武政委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>整理番号1について、池田委員の報告をお願いいたします。</p>
池田委員	<p>19番池田が報告させていただきます。4月21日、受人から聞き取りを行い、4月23日に齊藤推進委員と申請地及び所有農地の確認をしました。</p> <p>5ページ、6ページの地図をご覧ください。申請地は、整備をされた田畑となっており、米と野菜を作付けしたいということです。受人の農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1については、許可といたします。事務局に申し上げます。武政委員の復席をお願いいたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、永尾委員でございます。なお、申請地位置図は、7ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、永尾委員の報告をお願いいたします。</p>
永尾委員	<p>12番永尾が報告いたします。4月20日に武政推進委員と受人から聞き取りと現地確認を行いました。7ページの地図をご覧ください。申請地は、</p>

	<p>生野土地改良地内の整備された農地です。受人の状況についてですが、受人の耕作は本人と世帯員、計4人で行っていきまして、農業従事日数は300日です。申請地は、米を作付けしたいということです。</p> <p>農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号2については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3についてですが、整理番号4と受人、申請事由及び権利区分が同一であり、申請地についても近い場所であることから、整理番号3及び4を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3及び整理番号4を一括で説明いたしますので、2ページ及び3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地ですが、整理番号3は、小島地内の畑7筆、整理番号4は、小島地内の畑3筆、面積は、それぞれ記載のとおりで、売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、茂木悟委員でございます。なお、申請地位置図は、8ページ及び9ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3及び4について、茂木悟委員の報告をお願ひいたします。</p>
茂木悟委員	<p>7番茂木が報告いたします。4月20日、亀田推進委員と現地確認を行いました。8ページ、9ページの地図をご覧ください。申請地にはネギ、ブロッコリーを作付けしたいそうです。農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。受人の農業従事日数は300日です。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>

議長	<p>整理番号3及び4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3及び4の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号5についてですが、こちらも次の整理番号6と受人、申請事由及び権利区分が同一であり、申請地についても近い場所であることから、整理番号5及び6を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5及び整理番号6を一括で説明いたしますので、3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地ですが、整理番号5は、児玉町飯倉地内の畑2筆、整理番号6は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積はそれぞれ記載のとおりで、売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、吉田委員でございます。なお、申請地位置図は、10ページ及び11ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5及び6について、吉田委員の報告をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>15番吉田が報告いたします。4月21日、鈴木良美推進委員と受人が初対面だったので、面識のある武政推進委員と現地確認と受人から聞き取りを行いました。10ページ、11ページの地図をご覧ください。申請地は、昨年までは耕作放棄地でしたが、受人と受人の父が重機を使って耕作できるようしてありました。農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思ひます。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号5及び6について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5及び6の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号7について事務局より説明を求めます。</p>

事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、4ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、久々宇地内の畑1筆及び田1筆、仁手地内の田2筆、大字なし地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、茂木伸夫委員でございます。なお、申請地位置図は、12ページから15ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号7について、茂木伸夫委員の報告をお願いいたします。
茂木伸夫委員	<p>4番茂木が報告します。4月20日、福島一推進委員と現地確認及び受人から聞き取りを行いました。申請地には主に米、麦を作付けしたいそうです。農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。受人の農業従事日数は300日です。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号7について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号8についてですが、次の整理番号9とで、受人と渡人との間で、農地の交換案件となりますので、整理番号8及び9を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号8及び整理番号9を一括で説明いたしますので、4ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の田1筆ずつの交換で、面積はそれぞれ記載のとおりです。交換による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、茂木伸夫委員でございます。なお、申請地位置図は、16ページ及び17ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号8及び9について、茂木伸夫委員の報告をお願いいたします。

<p>茂木伸夫委員</p>	<p>4番茂木が報告します。整理番号8番9番について、併せて報告させていただきます。4月20日、福島一推進委員と、受人から聞き取りを行い現地確認と所有農地の確認をしました。</p> <p>申請事由は交換ということで、整理番号8、9の受人の農地を、それぞれ交換するということです。申請地は、形状もよく、農地の利用効率もよくなると思います。受人の状況についてですが、まず整理番号8の受人の耕作は本人と世帯員3人で行っていきまして、農業従事日数は300日です。</p> <p>農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。</p> <p>所有農地を確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。</p> <p>次に整理番号9の受人の状況についてですが、受人の耕作は本人と世帯員4人で行っていきまして、農業従事日数は300日です。</p> <p>農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。申請地は、米を作付けしたいということですが、ゆくゆくは、農作業施設も作りたいということです。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。以上で報告を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号8及び9について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8及び9の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第18号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願ひます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第18号議案を説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。</p> <p>第18号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用</p>

	<p>集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、19ページから25ページをご覧ください。今回の申請件数は、52件です。田34筆及び畑39筆、面積合計127,793㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、鯨井委員につきましては、利用権の設定をする者として、同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第18号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第18号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第18号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。鯨井委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第19号議案を説明いたしますので、議案書26ページをご覧ください。</p> <p>第19号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げ</p>

	<p>げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、27ページをご覧ください。申請件数は、6件で、使用貸借権1件、賃借権2件及び所有権移転3件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。整理番号1について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、27ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、28ページをご覧ください。5-1については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、私から報告をいたします。4月21日、倉林永次委員と申請人の聞き取り及び現地確認を行いました。28ページ5-1の地図をご覧ください。申請事由は自己用住宅用地、用途地域は第1種中高層住居専用地域となっております。</p> <p>周辺は住宅などが建てられており、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われまます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号2について事務局より説明を求めます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>整理番号2を説明いたしますので、27ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、29ページをご覧ください。5-2については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2について、私から説明します。4月21日、倉林永次委員と申請人の聞き取り及び現地確認を行いました。29ページ5-2の地図をご覧ください。申請事由は太陽光発電施設用地、用途地域は第1種中高層住居専用地域となっております。</p> <p>申請地は窪地で耕作不便地となっております。周辺は他の太陽光施設が建てられており、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしく願ひいたします。</p> <p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたら願ひいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんで、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号3について事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号3を説明いたしますので、27ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域と第1種住居地域にかかるエリアとなります。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、30ページをご覧ください。5-3については、第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>

議長	<p>整理番号3についても、私から報告をいたします。4月21日に倉林永次推進委員と現地確認を行いました。申請地は、30ページの地図をご覧ください。申請事由は太陽光発電用地です。用途地域は第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域となっております。</p> <p>申請地の周辺は住宅が建ち並んでおり、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号4について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、27ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、31ページをご覧ください。5-4については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について宮部委員の報告をお願いいたします。
宮部委員	<p>11番宮部よりご説明させていただきます。4月21日に田島推進委員と現地確認をいたしました。31ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は、児玉区画整理地内の住宅が建ち並ぶ中にあります。申請事由は自己用住宅用地です。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、27ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、32ページをご覧ください。5-5については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>11番宮部よりご説明させていただきます。4月21日に田島推進委員と現地確認をしました。32ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は、先ほどと同じで、児玉区画整理地内の住宅が建ち並ぶ中にあります。申請事由は自己用住宅用地です。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、27ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、浅見委員でございます。</p> <p>申請地は、33ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に</p>

	<p>替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、浅見委員の報告をお願いいたします。</p>
浅見委員	<p>9番浅見が報告いたします。4月19日、鯨井推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。33ページ、5-6の地図をご覧ください。申請事由は駐車場用地、用途地域は指定なしの地域です。周辺には、アパートや工場が建ち並んでおります。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。以上で、議案審議を終了いたします。 続きまして、報告に入ります。報告第16号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第16号を説明いたしますので、議案書34ページをご覧ください。 報告第16号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、35ページ及び36ページをご覧ください。専決処分件数は、5件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第17号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第17号を説明いたしますので、議案書37ページをご覧ください。 報告第17号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>届出内容については、38ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第18号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第18号を説明いたしますので、議案書39ページをご覧ください。</p> <p>報告第18号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、40ページ及び41ページをご覧ください。専決処分件数は、9件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第19号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第19号を説明いたしますので、議案書42ページをご覧ください。</p> <p>報告第19号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書を受領件数は、3件です。その通知内容は、43ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第20号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第20号を説明いたしますので、議案書44ページをご覧ください。</p> <p>報告第20号農業用施設（2a未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>届出内容については、45ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。2a未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第21号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第21号を説明いたしますので、議案書46ページをご覧ください。</p> <p>報告第21号農地改良等に係る届出について、農地改良等の取扱いに関する要綱第5-2-(2)の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、47ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地を農地として利用する行為の一環である農地改良等のうち、軽微な事案の場合は、工事着工前に必ず農業委員会に届出書を提出することにより、県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第22号を事務局よりお願いします。</p>
	<p>報告第22号を説明いたしますので、48ページをご覧ください。</p> <p>報告第22号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>事業計画書については、49ページをご覧ください。届出件数は、1件です。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>閉会</p>

平成31年第4回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成31年4月25日(木)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時20分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	欠席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席	○	秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席	○		福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席			齊藤 勇	出席

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	小林 祥平
環境産業課産業係主事	今井 蘭
臨時職員	津久井 伊久弥

書記

農地係長 飯島 崇